

子ども手当制度に関する緊急要請

我々中核市は、地域の中心として様々な役割を果たす中で、少子化施策については、最重要課題の一つとして、地域ごとの様々な子育て支援策に尽力している。

その中で政府は、平成 22 年度の子ども手当制度の実施にあたり、地方との十分な協議もなく、平成 22 年度限りの**暫定的な措置**として、子ども手当の一部に児童手当を支給する仕組みで、**事実上の地方負担**を導入した。

中核市市長会としても、このような重要施策の制度設計に際しては、**地方の意見を十分に取り入れるよう要望**してきたが、平成 23 年度予算概算要求においても、昨年同様、地方との十分な協議の場もなく、地方負担を含めた要求がなされたことは、**誠に遺憾**である。

今後、関係 5 大臣会合において、更に検討が進められるようだが、財源負担に加え、保育所保育料、給食費等の未納分への対応など、このまま地方との十分な協議もないまま、**国による地方軽視の一方的な決定**がなされることとなれば、我々としては、**事務の返上も視野に入れた断固たる態度**で臨まざるを得ない。

については、今後の具体的な制度設計にあたり、中核市市長会として、国に対し以下のとおり強く要請する。

記

- 1 全国一律の現金給付による子ども手当は、**事務費や人件費も含めて、全額を国の負担**とするとともに、地方に大きな事務負担を生じさせないこと。
- 2 **住民税の控除廃止による増収分**については、**地方の独自財源**として、地域の実情に応じて実施するサービスにこそ充てられるものとして、**子ども手当の財源**としないこと。
- 3 総合的な子育て支援策を含めた議論の中で、国と地方の役割分担を明確にするとともに、中核市をはじめとした**地方の意見を十分尊重した制度**とすること。

平成 22 年 12 月 1 日

中 核 市 市 長 会